

内閣府消費者委員会
委員長 河上正二様
食品表示部会委員各位

2012年6月25日

山浦康明
消費者委員会食品表示部会委員
コーデックス連絡協議会委員
特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
食の安全・監視市民委員会事務局長
「食品表示を考える市民ネットワーク」メンバー

「意見書」

もっか消費者庁「食品表示一元化検討会」で報告書のとりまとめをしていますが、その議論の方向性につき次のように疑義があると考えます。当委員会食品表示部会において、この検討会の報告書のとりまとめの前に討議し、報告書の議論のあり方につきコメントをする必要があると考えます。さらに消費者委員会は消費者庁に対し消費者の権利を具体化できるものとするを旨とした意見書を提出していただくことを求めます。

記

「消費者庁 食品表示一元化検討会報告書案・たたき台の問題点」

2011年に閣議決定された消費者基本計画の中では、消費者目線に立った「食品表示の一元化」が謳われ、「統一化法と執行の一元化」も検討するとしています。2011年1月から7月までは、消費者委員会食品表示部会で一元化のあり方、原料原産地表示の拡大も討議され、2011年9月に設置された消費者庁「食品表示一元化検討会」が討議を続けています。その報告書案が2012年6月8日の検討会において公表されましたが、次のような問題点があります。

第2章「新たな食品表示制度の基本的な考え方」では、第1節「現行制度の枠組みと一元化の必要性」として、「規制当局の執行に係る知識が広範囲に及ぶ」「事業者が法令を遵守する際にコストがかかる」など、といった規制当局と事業者の都合が取り上げられている。

《意見》消費者が食品偽装などによって被害を被り、また消費者の選択権を確保するために必要性が高まったことが認識されていないのは問題である。

そして統一化の実体法のあり方として、「JAS法」「食品衛生法」「健康増進法」の食品表示制度に関する規定を抜き出してこれを統合して「新法」を制定するという作業に限定されてしまうのは問題である。新法には消費者の知る権利を目的規定に掲げた上で、消費者の措置請求権などを盛り込み、消費者庁が消費者に代わって強い権限を行使できるも

のとしなければならない。

第2章第2節「食品表示の目的」では、「消費者基本法」に明記された「消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援」を実現するために事業者が情報提供をすること、が認識されている。しかし第3節「新しい食品表示制度のあり方」では、「事業者の実行可能性」「消費者の表示の見やすさ」が強調され、「食品表示制度の目的はできるだけ簡明のものとする」「用語や解釈の統一をはかる」「多くの情報よりも重要な情報を確実に消費者に伝える」として表示の制度設計をすすめている。そしてその制度設計においては「表示の見やすさ」を重視している。

《意見》ここでは事業者が情報提供をさせようとする表示の目的が後退してしまっており、結果的に自立した消費者が選択することができなくなってしまう。これは新法で消費者庁が意欲的に厳格な表示制度を執行していかうとする方向ではなく、事業者の意向を重視した制度に3法（食衛法、JAS法、健康増進法）を後退させようとするものに他ならない。ちなみに酒類の表示をさせるためには景品表示法・公正競争規約の内容も取り入れる必要がある。

第4節「義務表示事項の範囲」においては、第3節で重視した「事業者の実行可能性」「消費者の表示の見やすさ」を用い、また「消費者にとっての情報の重要性」という基準も用いて、「表示に優先順位を付ける」という考え方をもち込んだ。すなわち「表示にはコストがかかる」「表示に手間がかかり食品の供給が滞る」「表示コストが商品価格に転嫁される」「情報を求めている消費者が利便性を失ったり負担が増加する」「情報の必要性の実態把握を事前に行う必要がある」「小規模事業者が実行可能なものである必要がある」などと述べ、消費者にとってのメリット・デメリットを比較考量することが必要とした。

《意見》この考え方をもとに、消費者が長年の運動から実現させてきた、原材料名、食品添加物、内容量、期限表示、保存方法、製造者等の名称及び所在地、アレルギー、原産国（輸入品）名、などに関して、一元化を実施するさいに優先順位をつけて簡略化しようとするのは問題である。

また義務づける方法としても、容器包装以外にウェブサイトでの情報提供でもよいとしたり、事業者の任意表示（ガイドライン）も認める、などと著しく事業者よりの論理に基づいた整理をしていることは問題である。

検討会報告書では「将来的な表示事項の見直し」として、これまで義務付けられている現行の表示項目も見直し、優先順位をつけたり、任意表示でもよしとするなど、消費者への情報提供を限定することも問題である。

第3章「新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」

容器包装された加工食品以外に中食、外食まで義務表示の適用範囲を拡大すべきかどうかについて、この報告書案はアレルギー表示を例にとり、事業者の自主的ガイドラインで足りるとしたり、外食では調理やメニューの切り替えによって表示できないと述べる。

《意見》食生活の形態が自宅での調理以外に広がっている現状からすれば、消費者の選択権確保のためには中食・外食での表示こそが重要となっており、事業者の言い分ばかり

でなく、消費者が望む表示の拡大を基本にしなければならない。これは韓国などでも実現できているのである。

「インターネット販売」に関しても、報告書は今後「専門家」による検討が必要としたり、「カタログ販売」「自動販売機による購入」も現状の制度を変える必要はない、としている。

《意見》これらの購入の仕方によっては、これまで容器包装された食品とは異なり、情報が十分でないまま購入させられているのが現状である。「購入手続きに時間的余裕がある」、とか「商品が安価で消費者になじみが深い商品」だとして義務表示から外す理由はない。

第4章「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示の考え方」はまだ報告書として書き込まれていない。

《意見》閣議決定された「消費者基本計画」にそって直ちにその拡大をはかるべきである。その際には、「品質の差異」「50%ルール」などにとらわれず、拡大すべきである。また遺伝子組み換え食品の義務表示制度が不十分であり、消費者が市場で有効に選択できていない。この状況を改善すべく表示制度を厳格化すべきである。

第5章「新たな食品表示制度における栄養表示の考え方」もまだ報告書として書き込まれていない。

《意見》アメリカでの義務化やコーデックス委員会食品表示部会の討議（2012年5月）においても義務化すべきとの方向が打ち出されるなど国際的にも義務化が進んでいる現在、健康食品が市場に出回るようになった現状を考えて義務化をはかるべきである。

《他の検討すべき課題》2013年3月までに新たな食品表示法の法案が作成されることになっている。まだ検討しきれていない課題、例えば食品添加物の是非、製造所固有記号の是非、保存温度変更食品、商品名の規制、特定原材料（アレルゲン）の見直し、原料原産地表示の拡大、遺伝子組み換え食品の表示ルールの実効性付与などについて、法案作成と並行して検討すべきである。

以上